

H-21006
令和3年3月11日
原子燃料工業株式会社
熊取事業所

新規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請（第5次）

1. はじめに

本申請は、新規制基準に対応した熊取事業所の加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号により許可、令和3年2月9日付け熊原第21-002号により変更を届出）に係る設工認申請（令和3年2月15日付け熊原第21-003号をもって申請）であり、成型施設、被覆施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他の加工施設に対する改造、撤去、新設等を行い、新規制基準への適合性を確認するものである。

2. 設工認の分割申請の基本的方針

新規制基準に適合した加工施設とするため、建物・構築物及び設備・機器について、耐震補強、竜巻対策、火災対策等の改造工事、新設工事、撤去工事を行う。新規制基準対応工事を段階的に行い、基準適合を早めるため、建物・構築物及び設備・機器に対して5分割の設工認申請を行う予定としていたが、当面の生産予定では、成型工程について第2ライン（第2-2混合室、第2-2ペレット室の生産設備）のみで十分な加工能力が得られる見込みとなったため、第1ライン（第2-1混合室、第2-1ペレット室の生産設備）及び第1-3貯蔵棟に関する施設は当面の間使用しないこととし、加工事業許可の変更の届出により工事計画を変更した（令和3年2月9日付け熊原第21-002号）。

設工認の分割申請計画を図1に示す。工事計画の変更に伴い、第1次から第5次までの申請で新規制基準への適合性を確認する加工施設を「前半申請の施設」、新規制基準への適合性の確認を次回以降の申請で実施する加工施設を「後半申請の施設」とし、前半申請の施設について、使用前確認証の交付を受けることにより、先行して施設を使用する。このため、第5次の申請書を作成するに当たり、前半申請の施設に関して新規制基準への適合性を説明する必要がある事項に漏れのないように、申請書を作成した。また、前半申請の施設の先行使用に当たり、前半申請の施設の独立性、後半申請施設の前半申請施設に対する波及的影響がないこと及び加工事業変更許可申請書に示した安全設計の基本的方針に変更がないことを確認した。なお、後半申請の施設の新規制基準への適合性確認は令和5年度中に完了する計画であり、新規制基準への適合性の確認が完了するまで

■■■■内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため一部又は全部公開できません。

は、施設を使用せず、後半申請の施設に対する停止期間中の施設の運転管理、維持管理については、保安規定に定める。

3. 本申請の範囲、変更の理由

本申請に係る加工施設の範囲、変更の理由は以下のとおりである。

- ・地震、竜巻及び外部からの衝撃による損傷防止対策、並びに溢水対策のため、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟を改造する。
- ・第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟の安全機能を確保するため、第2加工棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備及び緊急設備）を設置する。
- ・加工施設の安全機能を確保するため、第2加工棟の屋内に消火設備を設置し、屋外に消火設備を設置する。また、建物の新規規制基準対応工事を実施するに当たって、工事に先立つ準備作業として、一時的に取り外し仮移設していた屋外の消火設備を復旧し、本設する工事を行う。
- ・地震対策のため、第2加工棟の成型施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他の加工施設の設備・機器を補強する。併せて、設備・機器の構成装置を更新する。
- ・地震対策のため、第1廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他の加工施設の設備・機器、発電機・ポンプ棟のその他の加工施設の設備・機器を補強する。併せて、設備・機器の構成装置を更新する。
- ・以前の申請で一時的に取り外し、仮移設した施設を復旧し本設する工事を行う。
- ・新規規制基準に基づいた核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可（令和3年2月9日付け熊原第21-002号をもって変更の届出））に係る加工施設について、新規規制基準への適合性確認を行う。

工事は、「工事の方法」にて記載する工事フローに従い実施する。工事に当たっては、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、保安のための措置を講じる。

試験及び検査は、「試験及び検査の方法」に記載するとおり、核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づく使用前事業者検査の方法（第1号検査、第2号検査、第3号検査）による検査項目に従い実施する。

加工施設全体の性能検査を行うまでの間においても、本申請で適合性を確認する建物・構築物及び設備・機器について、その安全機能を維持する。

前半申請

【第2加工棟に関する施設】
 ① 貯蔵施設(核燃料物質を収納した状態の施設)、撤去(不要な貯蔵設備)
 ② 撤去(今後使用しない試験開発設備)
 ② 建物の工事に先立つ仮移設
 ④ 建物の工事に先立つ仮移設
 ④ 建物(附属設備含む)
 ④ 被覆施設(第1種管理区域)、貯蔵施設(燃料集合体)
 ⑤ 第2-1混合室、第2-1ペレット室以外の成型施設、被覆施設(第2種管理区域)、組立施設、第2-1混合室、第2-1ペレット室以外の貯蔵施設、廃棄施設、放管施設

【第1加工棟に関する施設】
 ③ 建物の工事に先立つ仮移設
 ③ 建物(附属設備含む)、構築物
 ③ 貯蔵施設、廃棄施設、放管施設

【施設全体に関するもの】
 ④ モニタリングポスト
 ⑤ 非常用電源設備、消火栓、通信連絡設備等

【第5廃棄物貯蔵棟に関する施設】
 ④ 建物(附属設備含む)
 ④ 廃棄施設

【その他の建物に関する施設】
 ④ 撤去(第2廃棄物貯蔵棟(建物(附属設備含む)、廃棄施設))
 ⑤ 第1廃棄物貯蔵棟(建物(附属設備含む)、廃棄施設、放管施設)
 ⑤ 第3廃棄物貯蔵棟(建物(附属設備含む)、構築物、廃棄施設)
 ⑤ 発電機・ポンプ棟(建物(附属設備含む))

後半申請

【第1-3貯蔵棟に関する施設】
 ⑥ 第1-3貯蔵棟(建物(附属設備含む)、構築物、貯蔵施設、放管施設)

【第2-1混合室、第2-1ペレット室の生産設備】
 ⑥ 第2-1混合室、第2-1ペレット室の成型施設
 ⑥ ①の貯蔵施設

【凡例】 ①：第1次申請、②：第2次申請、③：第3次申請、④：第4次申請、⑤：第5次申請、⑥：後半申請

※図1付表に各申請における詳細をまとめる。

図1 熊取事業所の加工施設に係る設工認の分割申請の計画

図 1 付表 各申請書における設計及び工事の計画の概要

申請書区分		設計及び工事の計画の概要
前半申請	第 1 次申請	核燃料物質を収納する施設の基準適合を最優先に考え、第 2 加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料棒の核燃料物質の貯蔵施設の改造等を行う。 また、不要となる貯蔵設備を撤去する。
	第 2 次申請	第 2 加工棟に関連して、第 2 加工棟建物の工事に先立って、建物の付属設備を仮移設する。 また、不要となる試験開発設備を撤去する。
	第 3 次申請	補強箇所が多いため工事期間に時間を要する第 1 加工棟に関連して、第 1 加工棟建物及び付属設備の改造を行うとともに、建物内の核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設及び放射線管理施設の改造等を行う。 また、第 1 加工棟建物の工事に先立って、建物の付属設備を仮移設する。
	第 4 次申請	安全機能を有する施設を最も多く設置する第 2 加工棟建物の改造を行うとともに、先行して核燃料物質の貯蔵施設（燃料集合体）及び被覆施設のうち第 1 種管理区域内の設備・機器の改造等を行う。 また、補強のため建替えが必要となる第 2 廃棄物貯蔵棟を撤去し、新たに第 5 廃棄物貯蔵棟及び付属設備を新設する。工事の工程上、第 5 廃棄物貯蔵棟の新設工事は、補強が必要なその他の建物の工事と干渉することから、第 4 次申請で先行する計画とする。 さらに、事故時対応に関して、モニタリングポストの改造を行う。
	第 5 次申請	第 2 加工棟に設置する第 2-1 混合室、第 2-1 ペレット室以外の成型施設、被覆施設のうち第 2 種管理区域の設備・機器、組立施設、第 2-1 混合室、第 2-1 ペレット室以外の核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設の改造等を行う。 また、その他の建物及び付属設備、建物内に設置する加工施設の改造等を行う。 最後に、施設全体に係る非常用電源設備、消火栓、通信連絡設備等の改造等を行う。
後半申請	第 1-3 貯蔵棟の建物、付属設備及び第 1-3 貯蔵棟内の貯蔵施設の改造を行う。 第 2 加工棟に設置する第 2-1 混合室、第 2-1 ペレット室の成型施設、 の核燃料物質の貯蔵施設（一時保管）の改造を行う	

4. 本申請の新規制基準への適合性

「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について」（令和2年9月30日原子力規制庁）を踏まえて、本申請が新規制基準へ適合していることを以下の(1)及び(2)の観点で整理した。

(1) 本申請の範囲とその他の申請の取合い

前半申請の対象となる全ての建物・構築物及び設備・機器が有する安全機能を第5次の設工認申請書添付書類2の添2表1-1、添2表1-2のとおり整理する。これらの表の整理に基づき、本申請で認可を受けようとする範囲を決定し、仕様表、図面、工事の計画等に記載した。

本申請は、前半申請の施設に関する最後の設工認申請であることから、今回の申請で初めて申請する施設の仕様表に加えて、第1次～第4次の申請で一部の要求仕様に対して適合性の確認を先送りしていたものについて、今回の申請で安全機能の確認を行う。第1次～第4次の申請で、次回以降の申請で適合を説明する事項をまとめた表（次回表）に示していたものについて、漏れなく適合性を説明し、前半申請の施設の安全機能の説明が完了するように申請書を作成した。本設工認申請書では、第1次～第4次の申請の全ての対象施設について、次回表に記載していた適合性の説明事項を追加した仕様表（追表）にまとめた。また、仕様表の説明状況を示した表（刈取表）により条項ごとの説明に漏れがないことを確認した。

追表一覧（別添Ⅰ 加工施設の変更に関する設計及び工事の方法）

成型施設	追第4次 表ハ-2-1
被覆施設	追第4次 表ニ-2-1～追第4次 表ニ-18-1
組立施設	（第4次申請までの対象がないため追表なし）
貯蔵施設	追第1次 表ヘ-2-1～追第1次 表ヘ-16-1 追第2次 表ヘ-2-1～追第2次 表ヘ-2-2 追第3次 表ヘ-2-1～追第3次 表ヘ-5-1 追第4次 表ヘ-2-1～追第4次 表ヘ-2-3
廃棄施設	追第2次 表ト-2-1～追第2次 表ト-2-2 追第3次 表ト-2-1～追第3次 表ト-2-9 追第4次 表ト-2-1～追第4次 表ト-5-1
放管施設	追第3次 表チ-2-1 追第4次 表チ-2-1～追第4次 表チ-4-1
その他の加工施設	追第2次 表リ-2-1～追第2次 表リ-2-6 追第3次 表リ-2-1～追第3次 表リ-4-1 追第4次 表リ-2-1

刈取表一覧（添2参考資料1）

第1次申請の施設	添2表参1-1-1～添2表参1-27-1
第2次申請の施設	添2表参1-28-1～添2表参1-30-1
第3次申請の施設	添2表参1-31-1～添2表参1-32-1
第4次申請の施設	添2表参1-33-1～添2表参1-70-1
添2表参1-1に次回以降の申請で適合性を確認するとしていた技術基準に基づく仕様の適合状況をまとめている。	

(2) 加工事業変更許可申請書及び技術基準への適合性

本申請書では、本申請に係る施設の設計及び工事の内容が加工事業変更許可申請書の記載事項と整合が取れたものであり、また、加工事業変更許可申請書に記載する「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づいた「保安品質保証計画書」に従って設計、工事及び検査の各プロセスを管理して本申請に係る施設の設計及び工事を行い、本申請に係る施設の設計及び工事の計画が技術基準（「加工施設の技術基準に関する規則」で定める技術上の基準）に適合したものであることを説明するため、申請書の構成は図2に示すように作成した。

本申請で認可を受けようとする範囲は、本文（仕様表、図面、工事の方法、試験検査方法）に記載する。本文に記載する内容を整理するに当たって必要となる情報は添付書類にまとめた。また、本申請対象施設に係る設計方針、基本仕様、性能、個数、設置場所、基本図面等（技術的評価の結果まとめを含む）を基本方針書として整理し、添付書類の説明を補足した。

設計方針のうち運用に関する事項については、保安規定に定める。

新規制基準で追加要求がない技術基準の項目（例：臨界防止）については既認可からの変更点がない設計であることを記載した。また、やむを得ず加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明を変更する場合は、その箇所を「添1参考資料2 加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ」に記載し、安全設計の基本的方針に変更ないことを説明した。

また、本申請は、これまでの第1次申請～第4次申請の審査における指摘事項等を反映したものであり、本申請の審査を通じた指摘事項に対しては速やかに回答し対応する体制で臨む。

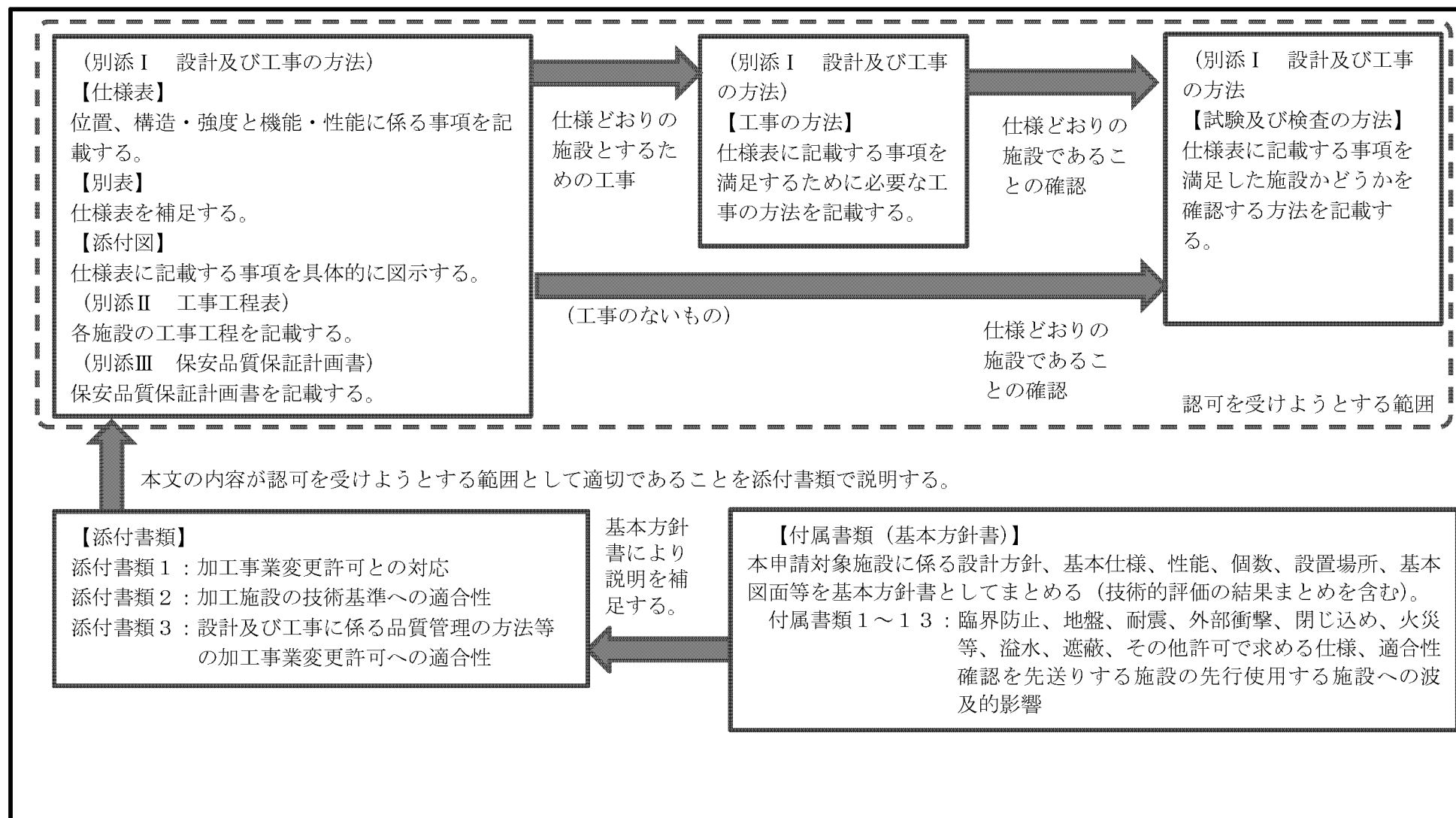


図2 本申請書の構成

5. 前半申請施設の独立性、後半申請施設の前半申請施設に対する波及的影響及び加工事業変更許可申請書に示した安全設計の基本的方針について

5. 1 概要

第1次から第5次までに申請した施設（以下「前半申請の施設」という。）を、次回以降に設工認申請をする施設（以下「後半申請の施設」という。）の適合性の確認の完了前に先行使用するに当たって講じる施設の保全に関する措置の基本方針を示す。また、前半申請施設の独立性、後半申請施設の前半申請の施設に対する波及的影響がないこと（新規基準への適合性と安全機能の維持に影響しないこと）及び加工事業変更許可申請書に示した安全設計の基本的方針に変更がないことを示す。

5. 2 前半申請の施設を先行使用するに当たって講じる施設の保全に関する措置の基本方針 後半申請の施設一覧と配置を図3～図5に示す。前半申請の施設を先行使用するに当たって講じる施設の保全に関する措置の基本方針は以下のとおりとする。

- ・原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車（第1次設工認で認可）、ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車（第5次設工認で申請）は、それぞれ第2-1混合室、第2-1ペレット室に設備の一部を設置しているが、第2-1混合室、第2-1ペレット室に核燃料物質を搬送しないようにする。
- ・後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い又は貯蔵を行わないものとする。
- ・後半申請の施設のうち、可燃性ガス（水素ガス、プロパンガス）を用いる設備（連続焼結炉 No. 1）は、可燃性ガス配管の閉止により当該設備に可燃性ガスが流入しない措置を講じる。また、後半申請の施設の循環水配管は、溢水源とならないように閉止措置を講じる。
- ・第1-3貯蔵棟内の放射線管理設備、火災感知設備、消火設備、通信連絡設備、緊急設備は、定期的な検査を実施して、安全機能を維持する。

以上の施設の保全に関する措置を保安規定に定めて管理する。

5. 3 前半申請施設の独立性について

全ての前半申請施設に対して第5次の設工認申請書の添付書類2の添2表1-1、添2表1-2で技術基準への適合状況を整理した。その結果、後半申請施設の安全機能に依存することなく、前半申請施設の適合性の説明が完了することを確認した。

5. 4 前半申請の施設への波及的影響について

5. 2に示した基本方針のもとで、前半申請の施設への波及的影響の有無を評価した。評価の結果、波及的影響がないことを確認した。確認結果を①第2加工棟内の設備、②第1-3貯蔵棟、第1-3貯蔵棟の付属設備、第1-3貯蔵棟内の設備に分けて、下表に示す。

①第2加工棟内の設備

技術基準に基づく仕様	施設の保全に関する措置と影響評価	前半申請の施設への影響有無
核燃料物質の臨界防止	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わない。このため、前半申請の施設との核的な相互作用は生じず、前半申請の施設への影響はない。	なし
安全機能を有する施設の地盤	後半申請の施設は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する建物の床、壁等に固定している。また、建物の地盤に対する支持性能の評価で、後半申請の施設の重量を見込んで設計していることから、前半申請の施設への影響はない。	なし
地震による損傷の防止	後半申請の施設は地震による損傷の防止機能を有した建物の床、壁等に固定している。建物の耐震評価で、後半申請の施設の重量を見込んで設計している。また、後半申請の施設を設置する第2-1混合室、第2-1ペレット室に設置する気体廃棄設備 No.1は、後半申請の施設と切り離すため、波及的影響を受けない（第5次設工認で申請）。以上ことから、前半申請の施設への影響はない。	なし
津波による損傷の防止	本加工施設の敷地は海拔約48 mに位置し、想定する津波高さ6 mに対して余裕があることから、津波の影響が及ぶおそれはない。	なし
外部からの衝撃による損傷の防止	外部からの衝撃による影響は第2加工棟で防護するため、前半申請の施設への影響はない。	なし
加工施設への人の不法な侵入等の防止	不法侵入に対しては、建物の壁、扉等を堅固にすることで防護するため、前半申請の施設への影響はない。また、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに接続する設備・機器は、外部と物理的に遮断しているため、不正アクセスを受けるおそれはなく、前半申請の施設への影響はない。	なし
閉じ込めの機能	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わない。第2-1混合室、第2-1ペレット室の負圧は、気体廃棄設備 No.1で確保する設計としている。このことから、前半申請の施設への影響はない。	なし
火災等による損傷の防止	後半申請の施設を設置する第2-1混合室、第2-1ペレット室の消火設備、火災感知設備は、第4次申請での適合性確認対象である。また、可燃性ガス配管は閉止措置を講じるため、爆発の発生のおそれはない。また、後半申請の施設の可燃物は内部火災影響評価で見込み、火災の等価時間が火災区画の耐火時間以下であることを確認していることから、前半申請の施設への影響はない。	なし
加工施設内における溢水による損傷の防止	後半申請の施設では、循環水配管を閉止するため、前半申請の施設が後半申請の施設からの溢水の影響を受けるおそれはない。また、第2-1混合室、第2-1ペレット室の漏水検知器は第5次設工認で適合性を確認するため、前半申請の施設への影響はない。	なし
安全避難通路等	後半申請の施設で安全避難通路等の機能を有する施設はない。第2-1混合室、第2-1ペレット室の非常用照明、誘導灯、安全避難通路は第4次申請で適合性を確認していることから、前半申請の施設への影響はない。	なし
安全機能を有する施設	前半申請の施設について、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができ、当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、後半申請の施設の保全に関する措置を、保安規定に定める。気体廃棄設備 No.1のうち、第2-1混合室、第2-1ペレット室の局所排気系のダクトは、第5次設工認で後半申請の施設と切り離すため、前半申請の施設への影響はない。	なし
材料及び構造	安全上重要な施設はないため対象外。	なし
搬送設備	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにするため、前半申請の施設への影響はない。	なし
核燃料物質の貯蔵施設	加工施設で崩壊熱を生じる核燃料物質を用いないため対象外。	なし

①第2加工棟内の設備

技術基準に基づく仕様	施設の保全に関する措置と影響評価	前半申請の施設への影響有無
警報設備等	後半申請の施設で、前半申請の施設に係る警報設備の機能を有する施設はない。後半申請の施設では、臨界防止のためのインターロック、水素ガスを用いる連続焼結炉 No.1の可燃性ガス検知器に関連するインターロックがあるが、後半申請の施設では、循環水配管を閉止し、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わず、可燃性ガス配管を閉止することから、前半申請の施設への影響はない。なお、第2-1混合室、第2-1ペレット室の火災感知設備、漏水検知器は、前半申請の警報設備等の機能を有する施設として、適合性を確認する、	なし
放射線管理施設	後半申請の施設で放射線管理施設の機能を有する施設はない。なお、第2-1混合室、第2-1ペレット室の放射線管理施設は、前半申請の放射線管理施設の機能を有する施設として、適合性を確認する。	なし
廃棄施設	後半申請の施設で廃棄施設の機能を有する施設はない。	なし
核燃料物質等による汚染の防止	後半申請の施設で核燃料物質等による汚染の防止の機能を有する施設はない。	なし
遮蔽	後半申請の施設で遮蔽の機能を有する施設はない。	なし
換気設備	後半申請の施設で換気設備の機能を有する施設はない。なお、第2-1混合室、第2-1ペレット室の換気は、第2加工棟建物、気体廃棄設備 No.1で適合性を確認し、部屋の換気を行う。	なし
非常用電源設備	後半申請の施設で非常用電源設備の機能を有する施設はない。	なし
通信連絡設備	後半申請の施設で通信連絡設備の機能を有する施設はない。なお、第2-1混合室、第2-1ペレット室の所内通信連絡設備は、第4次申請、第5次設工認で適合性を確認する。	なし

②第1-3貯蔵棟、第1-3貯蔵棟の付属設備、第1-3貯蔵棟内の設備

技術基準に基づく仕様	施設の保全に関する措置と影響評価	前半申請の施設への影響有無
核燃料物質の臨界防止	第1-3貯蔵棟の壁は臨界隔離壁ではない。また、後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないため、前半申請の施設への影響はない。	なし
安全機能を有する施設の地盤	第1-3貯蔵棟を十分に支持することができる地盤に設置している。後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにするため、前半申請の施設への影響はない。	なし
地震による損傷の防止	第1-3貯蔵棟は、前半申請の施設と構造上隔離している。また、後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにするため、前半申請の施設への影響はない。	なし
津波による損傷の防止	本加工施設の敷地は海拔約48 mに位置し、想定する津波高さ6 mに対して余裕があることから、津波の影響が及ぶおそれはない。	なし
外部からの衝撃による損傷の防止	第1-3貯蔵棟は鉄筋コンクリート造の建物であり、外部からの衝撃に耐える構造である。後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにするため前半申請の施設への影響はない。	なし
加工施設への人の不法な侵入等の防止	第1-3貯蔵棟は鉄筋コンクリート造で鉄扉等を用いて造っており、不法侵入等を防止できる構造である。また、後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにするため、前半申請の施設への影響はない。	なし
閉じ込めの機能	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないため、前半申請の施設への影響はない。	なし
火災等による損傷の防止	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにするため、前半申請の施設への影響はない。第1-3貯蔵棟内に火災感知設備、消火設備を設け、第1-3貯蔵棟で火災を感知した場合に第1加工棟の受信機で警報を発し、火災発生時に作業員が消火器により消火活動が行える設計としており、定期的な検査により安全機能を維持するため、前半申請の施設への影響はない。	なし
加工施設内における溢水による損傷の防止	第1-3貯蔵棟は、内部に溢水源がない設計であるため、前半申請の施設への影響はない。	なし

②第1-3貯蔵棟、第1-3貯蔵棟の付属設備、第1-3貯蔵棟内の設備

技術基準に基づく仕様	施設の保全に関する措置と影響評価	前半申請の施設への影響有無
安全避難通路等	第1-3貯蔵棟に避難通路及び非常用照明を設け、非常口から避難できる設計としている。安全避難通路等の機能は、定期的な検査により安全機能を維持するため、前半申請の施設への影響はない。	なし
安全機能を有する施設	通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができ、当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計であるため、前半申請の施設への影響はない。	なし
材料及び構造	安全上重要な施設はないため対象外。	なし
搬送設備	後半申請の施設で搬送設備の機能を有する施設はない。	なし
核燃料物質の貯蔵施設	加工施設で崩壊熱を生じる核燃料物質を用いないため対象外。	なし
警報設備等	第1-3貯蔵棟内にガンマ線エリアモニタ、自動火災報知設備を設けている。後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにするが、ガンマ線エリアモニタ、自動火災報知設備の警報機能は、定期的な検査により維持するため、前半申請の施設への影響はない。	なし
放射線管理施設	第1-3貯蔵棟内にガンマ線エリアモニタを設けている。第1-3貯蔵棟内で核燃料物質の貯蔵を行わないが、ガンマ線エリアモニタの放射線管理施設としての機能は、定期的な検査により維持するため、前半申請の施設への影響はない。	なし
廃棄施設	後半申請の施設で廃棄施設の機能を有する施設はない。	なし
核燃料物質等による汚染の防止	後半申請の施設で核燃料物質等による汚染の防止の機能を有する施設はない。	なし
遮蔽	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないため、放射線の線源はなく、前半申請の施設への影響はない。	なし
換気設備	後半申請の施設で換気設備の機能を有する施設はない。	なし
非常用電源設備	後半申請の施設で非常用電源設備の機能を有する施設はない。	なし
通信連絡設備	後半申請の施設で通信連絡設備の機能を有する施設はない。	なし

5. 5 加工事業変更許可申請書に示した基本方針からの変更について

5. 2に示した基本方針のもとで、加工事業変更許可申請書に示した基本方針からの変更の有無を確認した。確認の結果、加工事業変更許可申請書に示した基本方針からの変更はない。変更がないことの説明を加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項ごとに下表にまとめて示す。

許可基準規則	加工事業変更許可申請書に記載した基本方針	基本方針からの変更有無に関する説明
(第2条) 核燃料物質の 臨界防止	加工施設において核燃料物質を取り扱う安全機能を有する施設は、通常時に予想される機器若しくは器具の単一の故障又はその誤作動若しくは操作員の単一の誤操作を想定した場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、臨界防止の安全設計を行う。	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにするため、前半申請の施設への中性子相互作用はない。前半申請の施設は、後半申請の施設からの中性子相互作用を見込んだ設計であり、臨界に達するおそれはない。以上から、核燃料物質の臨界防止に関する基本方針からの変更はない。
(第3条) 遮蔽等	「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにし、付属書類10に示した遮蔽に関する基本方針書のとおり公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計である。また、加工事業変更許可で示した外部線量評価で第1-3貯蔵棟の壁厚さを見込んだ評価を行っていたが、第5次設工認では第1-3貯蔵棟の壁厚さを見込まない条件で評価を行い、周辺監視区域境界の線量は線量告示に定める線量限度を十分に下回っている。以上から、遮蔽等に関する基本方針からの変更はない。
(第4条) 閉じ込めの機能	ウランを収納する設備・機器は飛散及び漏えいのない設計とし、ウランを取り扱う設備・機器は、耐腐食性を有する材料を用いるとともに、空気中への飛散及び漏えいを防止する設計とする。	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにすることから、ウランの飛散、漏えいが生じるおそれはない。以上から、閉じ込めの機能に関する基本方針からの変更はない。
(第5条) 火災等による 損傷の防止	加工施設は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災を早期に感知し報知する設備及び消火を行う設備並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有する設計とする。また、火災又は爆発の発生を想定しても、周辺公衆に過度の被ばくを及ぼすことのない、施設全体としての十分な臨界防止、閉じ込めの機能を確保し、安全機能は維持され、機能不全にならない設計とする。	後半申請の施設を設置する第2-1混合室、第2-1ペレット室の火災感知設備、消火設備の機能は、第4次設工認で適合性を確認している。 爆発のおそれのある可燃性ガス配管は、後半申請の施設を設置する第2-1混合室、第2-1ペレット室に流入しない措置を講じ、爆発のおそれはない。 後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにすることから、核燃料物質に火災等の影響が及ぶおそれはない。また、後半申請の施設にある可燃性の材料は、付属書類8-1に示す火災影響評価で見込んで評価しており、火災区画を超える延焼のおそれがないことを確認している。以上から、火災等による損傷の防止に関する基本方針からの変更はない。

許可基準規則	加工事業変更許可申請書に記載した基本方針	基本方針からの変更有無に関する説明
(第6条) 安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設のうち、建物・構築物及び屋外に設置する設備・機器は、地盤の特性等を考慮した適切な基礎構造とし、必要に応じて地盤改良等を行い、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける設計とする。	後半申請の施設の重量を建物の地盤の設計に見込み、安全機能を有する施設を十分に支持することができることを確認している。以上から、安全機能を有する施設の地盤に関する基本方針からの変更はない。
(第7条) 地震による損傷の防止	安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて、耐震重要度分類に分類し、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分に耐えることができる設計とする。	後半申請の施設の重量は建物の耐震の設計に見込み、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても十分に耐えることができる設計であることを確認している。以上から、地震による損傷の防止に関する基本方針からの変更はない。
(第8条) 津波による損傷の防止	本加工施設は、安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して、安全機能が損なわれることのない設計とする。	基準津波の最大遡上高さ海拔6mに対し、本加工施設は海拔約48mであり、遡上波が到達しない十分な高さの場所に立地しているため、安全機能が損なわれることはない。以上から、津波による損傷の防止に関する基本方針からの変更はない。
(第9条) 加工施設への外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設の安全設計において考慮すべき地震外部からの衝撃及び津波を除く自然現象、及び敷地内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なうおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く）によって、加工施設の安全機能が損なわれることのない設計とする。	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにすることから、外部からの衝撃による損傷がウランに影響するおそれはない。以上から、外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針からの変更はない。
(第10条) 加工施設への人の不法な侵入等の防止	加工施設を設置する事業所は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止する。	後半申請の施設は、加工施設への人の不法な侵入等の防止の措置を講じた周辺監視区域内に設置している。また、建物は鉄筋コンクリート製の壁や鉄扉等により不法な侵入を防止する。また、加工施設へ持ち込むものに対する管理や不正アクセス行為の防止は保安規定に定める。また、後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わない。以上から、加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する基本方針からの変更はない。
(第11条) 溢水による損傷の防止	加工施設内に溢水が発生した場合においても、臨界防止及び閉じ込めの機能を損なわれることのない設計とする。	後半申請の施設では、循環水配管を閉止し、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わず、可燃性ガス配管を閉止することから、溢水により臨界防止及び閉じ込めに影響するおそれはない。また、前半申請の施設は、基本方針のとおり設計している。以上から、溢水による損傷の防止に関する基本方針からの変更はない。
(第12条) 誤操作の防止	安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するための措置として、制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。	核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わない措置について、保安規定に定めた教育・訓練を実施する。また、前半申請の施設は、基本方針のとおり設計している。以上から、誤操作の防止に関する基本方針からの変更はない。

許可基準規則	加工事業変更許可申請書に記載した基本方針	基本方針からの変更有無に関する説明
(第13条) 安全避難通路等	加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えて非常用電源設備に接続したバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する設計とする。また、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。	後半申請の施設のうち、安全避難通路に係る施設は、第1-3貯蔵棟の避難通路、非常用照明、誘導灯である。このうち、現存する非常用照明は定期的な点検により、安全避難通路等の機能を維持する。以上から、安全避難通路等に関する基本方針からの変更はない。
(第14条) 安全機能を有する施設	通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものとする。 安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、作業性を考慮したものとする。 (内部飛来物対策) 可燃性ガスを使用する連続焼結炉は、爆発の発生と進展を防止する設計とし、天井クレーン等の搬送設備は、搬送するための動力が停止した場合に搬送物を保持できるように設計する。 (共用) 非常用電源設備は、共用によってその安全機能を損なわれることのない設計とする。	可燃性ガスを使用する設計である連続焼結炉 No.1 の運転停止中には可燃性ガスが流入しない措置を講じることから、爆発のおそれはなく、内部飛来物となることはない。後半申請の施設で、熊取事業所の使用施設と共用する施設はない。 以上から、安全機能を有する施設に関する基本方針からの変更はない。
(第15条) 設計基準事故の拡大の防止	核燃料物質が存在する加工施設の各工程において、放射性物質を外部に放出するおそれのある事象の進展を評価し、発生防止の機能の妥当性を確認する。当該機能の喪失による進展を想定し、拡大防止・影響緩和対策が妥当であるかの観点から、設計基準事故を選定し、敷地周辺の公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認する。	後半申請の施設は、設計基準事故の対象施設でないため、設計基準事故の選定、評価には影響しない。以上から、設計基準事故の拡大の防止に関する基本方針からの変更はない。
(第16条) 核燃料物質の貯蔵施設	加工施設には、各工程におけるウランの性状に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける設計とする。	後半申請の施設では、核燃料物質の取扱い及び貯蔵を行わないようにする。以上から核燃料物質の貯蔵施設に関する基本方針からの変更はない。
(第17条) 廃棄施設	加工施設は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。 また、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設を設ける設計とする。 周辺環境へ放出する放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り少なくするため、気体廃棄物処理施設にあつては、高性能エアフィルタ等の除去設備により、液体廃棄物処理施設にあつては、凝集沈殿、ろ過、蒸発処理、希釈処理、イオン交換等により、適切な処理が行える設計とする。	後半申請の施設に廃棄施設はない。以上から、廃棄施設に関する基本方針からの変更はない。

許可基準規則	加工事業変更許可申請書に記載した基本方針	基本方針からの変更有無に関する説明
(第18条) 放射線管理施設	加工施設には、放射線業務従事者を放射線から防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う放射線管理施設を設ける。 管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び管理するための設備・機器を設ける。 管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。	後半申請の施設のうち、第1-3貯蔵棟のガンマ線エリアモニタが放射線管理施設に該当する。第1-3貯蔵棟のガンマ線エリアモニタは、定期的な点検により、放射線管理施設の機能を維持する。以上から、放射線管理施設に関する基本方針からの変更はない。
(第19条) 監視設備	加工施設には、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定するための設備を設ける。	後半申請の施設のうち、第1-3貯蔵棟のガンマ線エリアモニタが監視設備に該当する。第1-3貯蔵棟のガンマ線エリアモニタは、定期的な点検により、監視設備の機能を維持する。以上から、監視設備に関する基本方針からの変更はない。
(第20条) 非常用電源設備	加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、外部電源が喪失した場合も安全機能を維持する必要がある設備・機器が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備（ディーゼル式発電機）を設ける設計とする。	後半申請の施設のうち、非常用電源設備に該当するものはない。以上から、非常用電源設備に関する基本方針からの変更はない。
(第21条) 通信連絡設備	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。	後半申請の施設のうち、第1-3貯蔵棟の付属設備である所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））が通信連絡設備に該当する。第1-3貯蔵棟の付属設備である所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、後半申請時に新設の設備として設置し適合性を確認する予定である。 以上から、通信連絡設備に関する基本方針からの変更はない。



図3 敷地内における主要な加工施設の位置



図4 後半申請の設備の範囲（第2加工棟）





図5 後半申請の設備の範囲（第1－3貯蔵棟）

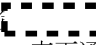
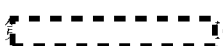
添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）（第2加工棟分 1/2）

(変更内容) 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。						(凡例*) 一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 *：本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内は新規基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。 (注) 建物の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備等）に対する確認結果について、建物の本体に対する確認結果とともに本表に示す。																												
																								管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称	機器名	変更内容	技術基準規則	項目	設計番号	区分
							単一ユニット				第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項	第二十項	第二十一項	第二十二項	第二十三項	第二十四項	第二十五項	外部への通信連絡	
[1002]	本体	成型施設	第2加工棟	第2加工棟	—	改造	—	—	—	—	○	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—
[8007]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造	—	—	—	—	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—
[8007-12]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	改造	—	—	—	—	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—
[8007-11]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	改造	—	—	—	—	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—
[8007-13]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備（固定電話機）	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—
[8009]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（感知器）	改造	—	—	—	—	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—
[8009-11]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備（受信機）	改造	—	—	—	—	—	◎	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
[8010]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	消火器	増設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果（建物・構築物）（第2加工棟分 2/2）

(変更内容) 新設：主要な設備・機器又は建物・構築物を新たに設置すること。 増設：構造及び機能が既存の設備・機器と同一の設備・機器の台数を増やすこと。 追加：主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。 更新：既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。 改造：既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること。 移設：主要な設備・機器又は建物・構築物を既設の場所から移動し、別の場所に設置すること。 撤去：既存の設備・機器又は建物・構築物を取り除くこと。						(凡例*) 一：当該基準に該当しないもの。 ○：当該基準に対して、設計変更がないもの。 ◎：当該基準に対して、設計変更があるが工事を伴わないもの。 ●：当該基準に対して、設計変更があり工事を伴うもの。 * 本欄に記載する設計番号に対する設計仕様を添2別表1に示す。 表の太枠線内は新規制基準において技術基準規則の変更又は追加があった条項を示す。 (注) 建物の付属設備（緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備等）に対する確認結果について、建物の本体に対する確認結果とともに本表に示す。																															
						区分	技術基準規則	項目	設計番号	境界	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入	閉じ込め	火災等	溢水	避難通路	安全機能	材料・構造	搬送	貯蔵	警報	放管	廃棄	汚染防止	遮蔽	換気	非常用電源	通信連絡	その他許可で求める仕様					
管理番号	建物・構築物の区分	施設区分	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称	機器名	変更内容																															
[8011]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	自動式の消火設備	新設																															
[8012]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	屋内消火栓	改造																															
[8027]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	避難通路	新設																															
[8029]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	非常用照明	改造																															
[8029-4]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	誘導灯	改造																															
[8052]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	漏水検知器	改造																															
[8065]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	遮水板	新設																															
[8048]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁及び防護欄	新設																															
[8049]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁	新設																															
[8050]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	改造																															
[8051]	付属設備	その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	改造																															
[1001]	本体	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	—	改造																															




追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 平成・18・10・31 原第 30 号 (平成 19 年 6 月 1 日付け)	
	施設名称	第 1 加工棟 避難通路 非常用照明、誘導灯 <u>所内通信連絡設備 (今回申請)</u> 自動火災報知設備 消火器 <u>消火栓 (今回申請)</u> 防護閉止板又はコンクリート 大型外扉 外扉	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1001} 第 1 加工棟 —	(付属設備) {8038} 緊急設備 非常用照明 {8038-2} 緊急設備 誘導灯 {8035} 緊急設備 避難通路 <u>{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー)) (今回申請)</u> {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) {8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) (今回申請) {8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010-5} 消火設備 消火器 <u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓 (今回申請)</u> {8044} 緊急設備 コンクリート閉止部 {8063} 緊急設備 大型外扉 {8064} 緊急設備 外扉	
建物・構築物の区分	本体、付属設備		
変更内容	<p>改造</p> <p>新規基準に適合させるために、第 1 加工棟に以下の改造を行う。 また、改造工事完了後の第 1 加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図へー I - 1 及び図へー I - 2 に示す。</p> <p>①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 第 1 加工棟の東側を一般建物とし、構造上分離する。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 1 に示す。)</p> <p>②  の撤去⁽¹⁾ 車両通行の利便性を向上させるために、 の撤去を行う。</p> <p>③鉄骨補強 地震による損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために補強部材を取り付ける等の改造を行う。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 2 に示す。)</p> <p>④杭・基礎の追加 地震による損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために杭・基礎の増設を行う。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 3 に示す。)</p> <p>⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去 地震による損傷の防止対策として、天井ボード及び天井ボードに設置している設備 (緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) の撤去を行う。</p>		

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>変更内容</p>	<p>⑥外部扉の改造、外部シャッター鋼製扉への改造 竜巻による損傷の防止対策として、既設の外部に面した鋼製扉(以下「外部扉」という。)(⑦で閉止するものを除く)を竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉(以下「竜巻対策扉」という。)に改造する。また、外部に面したシャッター(以下「外部シャッター」という。)を竜巻対策扉に改造する。 (改造の仕様を別表へー2-1-4に示す。)</p> <p>⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、開口部を鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。 及びの北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区画境界の形状変更を行う。 (改造の仕様を別表へー2-1-5に示す。)</p> <p>⑧防火区画の新設及び改造 火災による損傷の防止対策として、防火区画の新設及び防火設備の改造を行う。 (改造の仕様を別表へー2-1-6に示す。)</p> <p>⑨屋根への梯子の追加設置 火山・積雪による損傷防止のソフト対策として実施する降下火砕物、積雪の除去作業のための梯子を屋根に追加設置する。 (改造の仕様を別表へー2-1-7に示す。)</p> <p>⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造 第1加工棟の東側を一般建物としたことに伴い、新たに外壁に該当することとなったの北側の間仕切壁(せっこうボード)について、加工施設への人の不法な侵入等の防止対策として、鉄筋コンクリート壁に改造する。 また、東面の防火区画上の既設鉄板閉止部を鉄筋コンクリートで閉止する。</p> <p>⑪建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更 地震及び竜巻対策の一環で第1加工棟の南西側の旧前室を加工施設として使用しないものとするため、当該室の管理区域の設定を解除し周辺監視区域に変更する。なお、本変更に伴う工事は無い。 付属設備については、リ、その他の加工施設の項で示す。</p>
<p>設置場所</p>	<p>第1加工棟</p>
<p>員数</p>	<p>(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)</p>
<p>一般仕様</p>	<p>(建物) 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、平屋建て(一部中2階付き) 建築面積 約2500 m²、延床面積 約2600 m² (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)</p> <p>主要な構造材 (建物) 別表へー2-1-1~別表へー2-1-11に示す。</p> <p>寸法(単位:mm) (建物) 概略寸法: 約</p> <p>その他の構成機器 —</p> <p>その他の性能 —</p> <p>核燃料物質の状態 —</p>
<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>核燃料物質の臨界防止 —</p> <p>[5.1-B1] 第1加工棟(土間コンクリートを除く)は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第1加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値30以上の洪積層である大阪層群(泉南累層)とする。</p>

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	<p>【既設杭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既設杭仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層(粘土層及び砂層)に杭で支持させる。 ・杭材料  ・杭先端深さ 約G.L-5 m~9 m ・杭配置 図へー2-1-6 <p>【増設杭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補強タイプ31仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層(粘土層)に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭(スクリューパイル EAZET) 国土交通大臣認定番号 TACP-0353(粘土質層)  羽根径 580 mm×2本(C'-18通り) ・杭先端深さ⁽¹⁴⁾ 約G.L-9 m ・杭配置 図へー2-1-6 ・詳細図 図へー2-1-33 ○補強タイプ34仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層(粘土層)に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭(スクリューパイル EAZET) 国土交通大臣認定番号 TACP-0353(粘土質層)  羽根径 580 mm×4本(D-18通り) 羽根径 580 mm×4本(D-20A通り) ・杭先端深さ⁽¹⁴⁾ 約GL-8 m~10 m ・杭配置 図へー2-1-6 ・詳細図 図へー2-1-34 <p>【土間コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・地盤種別 表層近くの人工盛土(粘土層及び砂層) <p>土間コンクリートを支持する表層の人工盛土の液状化に関しては、加工事業変更許可申請書に記載のとおり、地方公共団体の評価において液状化のおそれなく、さらに敷地内での詳細調査の結果においても第1加工棟では液状化のおそれがないことを確認した⁽¹¹⁾。</p> <p>[5.1-F1] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、緊急設備 避難通路、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等に固定する。 <u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓(消火設備 屋外消火栓配管に接続する配管含む)は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟又は液状化のおそれのない地盤に設ける。(今回申請)</u></p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-B1] 第1加工棟建物の耐震重要度分類は第3類(割増係数1.0)とする。 第1加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計を満足することで、地震による損傷を防止できる。</p>

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>○耐震補強の改造仕様 別表へー2-1-1～別表へー2-1-7に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震のための補強箇所 図へー2-1-1、図へー2-1-6～図へー2-1-18に示す。 ・位置、構造、寸法、材料 別表へー2-1-2(1/2)～(2/2)、別表へー2-1-3、図へー2-1-21～図へー2-1-34に示す。 <p>○一次設計 常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽¹²⁾</p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第1加工棟の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る。⁽¹³⁾</p> <p>[6.1-F1] 第1加工棟に設置する緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は、耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等にボルト又は溶接等で固定する。</p> <p><u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓(消火設備 屋外消火栓配管に接続する配管含む)は、耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁等にボルト等で固定する又は液状化のおそれのない地盤に設ける。(今回申請)</u></p> <p>天井ボード及び天井ボードに設置している設備(緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器))は撤去を行う。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第1加工棟建物は設計竜巻(F1、最大風速49 m/s)による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。 設計竜巻に対する安全機能を有する部位(以下「F1 竜巻防護境界」という。)は、設計竜巻の荷重に耐える。</p> <p>【改造部】 ○既設外部扉及び外部シャッタの竜巻対策扉への改造⁽²⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 外部扉改造：扉配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4及び図へー2-1-35-1に示す。 ・構造・寸法 外部扉の仕様を図へー2-1-35-2の建具表に示す。また、改造鋼製扉姿図を図へー2-1-36、図へー2-1-37に示す。 ・材料 主な材料を別表へー2-1-4に示す。

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>○不要な外部扉、窓の撤去及び鉄筋コンクリート壁による閉止⁽²⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 窓、扉撤去及び閉止の配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4に示す。 ・構造・寸法 閉止の仕様及び詳細図を図へー2-1-46～図へー2-1-48に示す。 ・材料 主な材料を別表へー2-1-5に示す。 <p>○安全機能を期待しない壁の北側の旧前室、壁の北側の旧前室を撤去</p> <p>F1 竜巻防護境界の位置を図へー2-1-60～図へー2-1-61に、改造を伴わない既設のF1 竜巻防護境界の構造・寸法を別表へー2-1-11に示す。</p> <p>(落雷) —⁽³⁾</p> <p>(極低温(凍結)) [8.1-F2] <u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓の消火設備に接続する消火栓配管には、凍結防止対策として地上露出部に断熱材を設置する。また、地下埋設部は「公共建築工事標準仕様書」に従った地中埋設深さとする。⁽⁴⁾ (今回申請)</u></p> <p>(降下火砕物) [8.1-B3] 第1加工棟の屋根は、湿潤密度1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 第1加工棟の屋根は、大阪府建築基準法施行細則第三十条の二に定められる29 cmの積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁵⁾</p> <p>(航空機落下) —</p> <p>(森林火災、外部火災)⁽⁶⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へー2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へー2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へー2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へー2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表へー2-1-12に示す。</p>
-------------------	------------------------	--






追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(電磁的障害) —(7) (交通事故) —(8)
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	[9. 1-B1] 第1加工棟は、敷地内に設置し、別表へー2-1-8に示す材料を用い、堅牢な障壁を有する構造で人の不法な侵入を防止する。また、第1加工棟の東側を一般建物としたことから、新たに外壁となる既設のボード壁を鉄筋コンクリート造の壁に改造する。 ・位置 改造する壁の配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4に示す。 ・構造・方法 改造する壁の仕様及び詳細図を図へー2-1-4 6及び図へー2-1-4 9に示す。 なお、第1加工棟には、不正アクセス防止措置の対象となる加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムはない。
	閉じ込めの機能	[10. 1-B1] ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する。 管理区域の設定範囲を、図へー2-1-5 4に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 1-F1] 消火設備については、消防法に基づき消火設備 屋外消火栓及び消火設備 消火器を設置する。 <u>{8012-2}消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条に基づき、有効範囲を半径40 mとし、第1加工棟全域を包含できるように設置する⁽⁹⁾。(今回申請)</u> <u>○設備の員数（{8012-2}消火設備 屋外消火栓）</u> ・消火設備 屋外消火栓：1式 ⁽⁹⁾ ・消火設備 屋外消火栓に設置するホース：20 mホース2本以上 屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。 <u>{8012-2}消火設備 屋外消火栓の仕様及び配置を「リ. その他の加工施設」に示す。</u>

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるように配置する。転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数(消火設備 消火器)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABC 粉末消火器 10 型：20 本 ・ABC 粉末消火器 20 型：13 本 ・ABC 粉末消火器 50 型：2 本 <p>消火設備 消火器の配置を図リー4-1-4に示す。</p> <p><u>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。(今回申請)</u></p> <p><u>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプの仕様及び配置を「リ.その他の加工施設」に示す。</u></p> <p>[11.1-F2]</p> <p>消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災が発生した場合に警報を発する。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリーを備えるとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する。</p> <p>警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる。</p> <p>○設備の員数(火災感知設備 自動火災報知設備(感知器))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器(スポット型)：27 台 ・煙感知器(スポット型)：35 台 <p>○設備の員数(火災感知設備 自動火災報知設備(受信機))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信機(P型受信機)：1 台 <p>火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)の配置を図リー4-1-3に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リー4-1-9に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <p>○火災の発生防止</p> <p>第1加工棟は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料を用いた準耐火建築物とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。耐震補強等で追加する材料は、鋼材、コンクリート等の不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>使用する材料を別表へー2-1-1～別表へー2-1-8に示す。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>○火災の影響緩和</p> <p>第1加工棟は建築基準法施行令百十二条に基づく防火区画を火災区画として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。</p> <p>各火災区画境界の耐火時間は、火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>○火災対策のための補強箇所</p> <p>図へー2-1-1 第1加工棟 工事概要図参照</p> <p>○火災区画の設定及び関連図面</p> <p>図へー2-1-5 2 第1加工棟 火災区画</p>
------------	-------------	--

追第3次 表へ-2-1 第1加工棟 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・火災区画ごとの材料及び厚さ： <ul style="list-style-type: none"> 図へ-2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2 図へ-2-1-35-1 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表1 図へ-2-1-35-2 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表2 図へ-2-1-43 第1加工棟  東側壁 (防火区画) 図へ-2-1-44 第1加工棟  東側壁1 (防火区画) 図へ-2-1-45 第1加工棟  東側壁2 (防火区画) 図へ-2-1-52 第1加工棟 火災区画 ○火災区画 1P-1の仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター) 区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ⁽¹⁵⁾50 mm 以上かつ鉄筋のかぶり厚さ 40 mm 以上 : 1時間) 区画境界壁 (強化せつこうボード厚さ 12 mm 以上 2枚貼り (壁両面) : 1時間) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2時間) 区画境界スラブ ( 天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) : 1時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ 1.5 mm 以上 : 1時間) ○火災区画 1P-2の仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火扉) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2時間) 区画境界スラブ ( 天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) : 1時間) ○火災区画 1P-3の仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター) 区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ⁽¹⁵⁾50 mm 以上かつ鉄筋のかぶり厚さ 40 mm 以上 : 1時間) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2時間) 区画境界壁 (強化せつこうボード厚さ 12 mm 以上 2枚貼り (壁両面) : 1時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) : 1時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ 1.5 mm 以上 : 1時間) ○火災区画 1P-4の仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター)
------------	-------------	---

追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様(続き)

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間) </p> <p> ○火災区画 1P-5の仕様 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッター) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚1.5mm以上:1時間) <p> ○火災区画 1P-6(旧前室)の仕様 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備(防火扉) <p> 北面区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 北面特定防火設備(防火扉KSD-2)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) </p> <p> [11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。 第1加工棟における貫通部を図へー2ー1ー52に示す。 </p> <p> [11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 配線用遮断器の結線図を図りー4ー1ー6に示す。 </p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p> [12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない。 </p>
	安全避難通路等	<p> [13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第二百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能とする。 </p> <p> ○設備の員数(緊急設備) </p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明:15台 ・誘導灯:47台 <p> 緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4ー1ー1に示す。 </p>

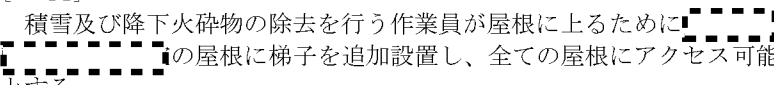
追第3次 表へ-2-1 第1加工棟 仕様(続き)

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	[13.1-F2] 加工施設には、{8038}緊急設備 非常用照明、{8038-2}緊急設備 誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。(今回申請) <u>{8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様及び配置は「リ、その他の加工施設」に示す。</u>
	安全機能を有する施設	[14.1-B1] [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-B1] [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災が発生した場合に警報を発する。 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)の配置を図リ-4-1-3に示す。 [18.1-F2] <u>加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)が警報を発した場合、警報の移報信号を{7037}警報集中表示盤に転送する。(今回申請)</u> <u>{7037}警報集中表示盤の仕様は「リ、その他の加工施設」に示す。</u>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁、屋根等の厚さとする。 ○第1加工棟の遮蔽機能としての仕様 ・壁、屋根等の厚さ(設計確認値) ⁽¹⁰⁾ : 図へ-2-1-53に示した壁厚さ、別表へ-2-1-10参照 ・コンクリートの気乾単位容積質量 ≥ 2.3 g/cm ³ 以上 ・コンクリートブロックの気乾かさ密度 ≥ 1.8 g/cm ³ 以上 ・扉(鉄)の密度 ≥ 7.8 g/cm ³ 以上 [22.2-B1] 壁、屋根により工場等内における外部放射線を低減する。
換気設備	—	

追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F1] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は、バッテリーを内蔵する。 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、それぞれ火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))のバッテリーから給電する。</p> <p>[24.2-F2] <u>{8038}緊急設備 非常用照明、{8038-2}緊急設備 誘導灯、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8012-2}消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能とする。(今回申請)</u> <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ、その他の加工施設」に示す。</u></p>
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-F1] 所内の通信連絡のため、第1加工棟に所内通信連絡設備として、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))を設置する。 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))には、マイクが付属する。 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))の配置を図りー4ー1ー2に示す。 <u>{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))及び{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより、{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の事業所内へ放送が可能とする。(今回申請)</u> <u>マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟(緊急対策本部)、保安棟に設置する。</u></p> <p>○設備の員数(通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)): 10 台 ・ 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)): 1 台 ・ 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)): 5 台 <p><u>{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する。(今回申請)</u> 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))には、所内携帯電話機(PHS)が付属する。 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))の系統図を図りー4ー1ー8に示す。 <u>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、「リ、その他の加工施設」に示す。</u></p> <p>[25.2-F1] <u>加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を設置する。(今回申請)</u> <u>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備は「リ、その他の加工施設」に示す。</u></p>

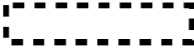
追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために、の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする。 屋根のアクセスルートを図へー2-1-51に示す。追加設置する梯子の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>[99-B2]⁽¹⁶⁾ 東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第3類相当の設計とし、エキスパンションジョイントの可動幅は、第1加工棟及び隣接一般建物の最大変位量の和に対して十分に余裕がある。</p> <p>[99-B4] F3 竜巻の風荷重に対して保有水平耐力が上回る。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー1-1-1～図へー1-2、図へー1-1-1～図へー1-1-2、図へー2-1-1～図へー2-1-62、図リ-4-1-1～図リ-4-1-10</p>

- (1) 平成・18・10・31 原第30号(平成19年6月1日付け)に基づく変更
- (2) 第1加工棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載していた「留め具の補強」だけを実施する扉はない。また、不要な窓、扉の撤去及び閉止は鉄筋コンクリート壁設置により行い、防護閉止板を設置するケースはない。
- (3) 建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に規定される指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (4) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。埋設の場合は公共建築工事標準仕様書に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外は300mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。
- (5) 換気設備がないため、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (6) 第1加工棟は、航空機落下火災の影響評価対象でない。
- (7) インターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (8) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第1加工棟と町道的位置関係を示したものを図へー2-1-55に示す。
- (9) 加工施設に関する消火設備 屋外消火栓は6台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11、消火栓No.12、消火栓No.13)であり、このうち、第1加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は4台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11)である。
- (10) 外部放射線の線量評価において第1加工棟建物の鉄板屋根の厚さを考慮していない。
- (11) 表層地盤の液状化評価は、日本建築学会「建築基礎構造設計指針」に準じて層ごとに液状化安全率FL、水平地盤変位Dcyで確認すると共に、当該地点の液状化の可能性のある層に重み付けを行い、地盤全体としての液状化危険度の傾向を表すPL法(岩崎・龍岡ら)に基づき確認した。
- (12) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数Coを0.2として、地震地域係数Z(大阪府の場合1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表すAi、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出するRtから求めた地震層せん断力係数Ciに、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.0を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (13) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数Coを1.0として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数Dsと、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数Fesを乗じて求める必要保有水平耐力Qunに、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (14) 増設する杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (15) コンクリートブロックの有効厚さについては、図へー2-1-52参照。
- (16) 付属書類1「耐震性に関する説明書」3. 第1加工棟の耐震性に関する計算の基本方針 (8)補足 参照

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1]</p> <p>第2加工棟(本体)の基礎構造は直接基礎(べた基礎)とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第2加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、一部地盤改良を行い、N値10以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>○支持地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値10以上の洪積層(粘土層及び砂層)に、一部地盤改良を行い、直接基礎(べた基礎)で支持させる。 ・支持層深さ 約GL-3m～GL-6m(地盤改良部下端) ・基礎伏図 図ハ-2-1-2-1 ・地盤改良 ぐり石コンクリート置換  <p>地盤改良の範囲及び土質柱状図を図ハ-2-1-1-2に示す。</p> <p>{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049}緊急設備 防護壁、{8050}緊急設備 コンクリート閉止部、{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。
	<p>[5.1-F1]</p> <p>以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ・{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) ・{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) ・{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) ・{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・{8011}消火設備 自動式の消火設備 ・{8027}緊急設備 避難通路 ・{8029}緊急設備 非常用照明 ・{8029-4}緊急設備 誘導灯 ・{8052}緊急設備 漏水検知器 ・{8065}緊急設備 遮水板 <p>({8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹⁵⁾</p> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は{8012}消火設備 屋内消火栓を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>({8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)⁽¹⁵⁾</p>	<p>[5.1-F1]</p> <p>安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける。</p>	—	{8012}消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-F1]	
	<p>[5.1-F1]</p> <p>安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p>	<p>[5.1-F1]</p> <p>安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。</p>	—	{8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[5.1-F1] ^(註2)	(注2)緊急設備 遮水板の地盤に係る設計は、配管を設置する建物との間で設計を取り合う。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容	
			第4次申請	第5次申請(本申請)		
地震による損傷の防止	<p>[6.1-B1] 第2加工棟建物の耐震重要度分類は第1類とする。 第2加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>○耐震補強の改造仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震のための補強箇所 図ハ-2-1-1-3～図ハ-2-1-1-10に示す。 位置、構造、寸法、材料 別表ハ-2-1-1に示す。 <p>○一次設計 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする⁽¹⁾。</p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第2加工棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る⁽²⁾。</p> <p>{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049} 緊急設備 防護壁、{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部、{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉は、耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟に固定することにより地震による損傷を防止する。</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。	
	<p>[6.1-F1] 以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> {8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) {8029} 緊急設備 非常用照明 {8029-4} 緊急設備 誘導灯 <p>{8012} 消火設備 屋内消火栓は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟に固定する又は{8012} 消火設備 屋内消火栓を十分に支持することができる地盤に設ける。 ({8012} 消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8011} 消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部に有する大型の制御盤の設備と同じ耐震重要度分類とし、当該制御盤に設置する。 ({8011} 消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は、耐震重要度分類を第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。 ({8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類第3類とし、第2加工棟に固定する又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>[6.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した開口部に有する大型の制御盤の設備と同じ耐震重要度分類とし、当該制御盤に設置する。</p> <p>[6.1-F1] 耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。</p>	—	—	<p>{8012} 消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[6.1-F1]</p> <p>{8011} 消火設備 自動式の消火設備 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[6.1-F1]</p> <p>{8052} 緊急設備 漏水検知器 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[6.1-F1]^(注3)</p>	(注3) 緊急設備 遮水板の地震に係る設計は、配管を設置する建物との間で設計を取り合う。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第2加工棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。 第2加工棟のF1 竜巻に対する安全機能を有する部位(以下「F1 竜巻防護境界」という。)の壁は、F1 竜巻の荷重に耐えるとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある部分は、F1 飛来物の貫通を防止する厚さを確保する。 F1 竜巻防護境界の扉はF1 竜巻対策扉とするとともに、F1 飛来物が到達する可能性のあるF1 竜巻対策扉の前には{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵を設け、F1 飛来物の衝撃荷重からF1 竜巻対策扉を防護する。 1階11通りC-D間の外部扉及び南面2階A通り8-9間の給気ガラリを撤去し、鉄筋コンクリートで閉止することにより、F1 竜巻防護境界には、不要な扉、給気ガラリなどの開口部を設けない。 更なる安全対策として、第2加工棟の3階第2開発室及び第2分析室の試料保管柵の周囲には試料保管柵を防護するための{8049}緊急設備防護壁を設置する。</p> <p>○F1 竜巻対策扉⁽³⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11～図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 仕様を図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-23に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-2に示す。 <p>○{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵</p> <p>北側防護壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-16に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-6に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。 <p>南側防護壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-15に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-5に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。 	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>コンクリート充填扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-3、図ハ-2-1-3-4に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-3に示す。 <p>扉1-1袖壁、扉1-2袖壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-7に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。 <p>防護柵 No.1、防護柵 No.2、防護柵 No.3、防護柵 No.4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-12、図ハ-2-1-1-15、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-10～図ハ-2-1-3-13に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-5に示す。 <p>○{8050}緊急設備 コンクリート閉止部⁽⁹⁾ 閉止部①、閉止部②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-12、図ハ-2-1-1-15、図ハ-2-1-1-17に示す。 ・構造・寸法 仕様を図ハ-2-1-3-14、図ハ-2-1-3-15に示す。 ・材料 主な材料を別表ハ-2-1-6に示す。 <p>○{8049}緊急設備 防護壁 試料保管棚防護壁 No.1、試料保管棚防護壁 No.2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図ハ-2-1-1-13に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-8、図ハ-2-1-3-9に示す。 ・材料 材料を別表ハ-2-1-4に示す。 <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避雷針(むね上げ導体を含む):1式 	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(落雷) [8.1-B6] 建築基準法第三十三条、建築基準法施行令第百二十九条の十四に基づき、高さ20mを超える第2加工棟に避雷設備である避雷針(むね上げ導体を含む)を設置するため、落雷の発生は安全機能に影響を及ぼさない⁽⁴⁾。 避雷針の配置を図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17に示す。</p> <p>(極低温(凍結)) [8.1-F2] {8012}消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管の凍結を防止する。⁽¹²⁾ ({8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>(火山活動(降下火砕物)) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度1.5g/cm³とした降下火砕物の厚さ12cm分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる29cmの積雪に耐える。</p>	<p>[8.1-F2] {8012}消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管の凍結を防止する。</p>	—	<p>{8012}消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[8.1-F2]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。
	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] {6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1 ダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。 ({6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1 ダクトは次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽⁶⁾</p>	<p>[8.1-F4] 気体廃棄設備No.1のダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p>	—	<p>{6047}気体廃棄設備No.1系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-1 設計番号：[99-F7] {6047-2}気体廃棄設備No.1系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-2 設計番号：[99-F7] {6047-3}気体廃棄設備No.1系統Ⅳ(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-3 設計番号：[99-F7] {6047-4}気体廃棄設備No.1系統Ⅶ系統Ⅷ(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-4 設計番号：[99-F7]</p>	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) [8.1-B5] [8.2-B2]</p> <p>想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上又は想定する爆発源からの爆風圧が施設に影響を及ぼさないよう第2加工棟南面(A通り)外壁の1階から3階の一部を10cm以上増し打ち、南面(A通り)1階3-4通り間の大型搬入口扉を爆風圧から防護するために、10cm以上の防護増し打ち壁を設ける(A通り3階の9-11通り間は、竜巻飛来物対策との共通対策)。 想定する航空機落下火災が発生した場合に、外壁温度は200℃を超えない。</p> <p>○外壁増し打ち 南面増し打ちの構造、寸法を図ハ-2-1-3-18及び図ハ-2-1-3-19に示す。</p> <p>○大型搬入口扉防護増し打ち壁 大型搬入口扉防護増し打ち壁の構造、寸法を図ハ-2-1-3-20に示す。</p> <p>防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係をハ-2-1-5-2~図ハ-2-1-5-5に、想定する航空機落下位置を図ハ-2-1-5-9に示す。</p> <p>(電磁的障害) —⁽⁷⁾</p> <p>(交通事故(自動車)) —⁽⁸⁾</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
閉じ込めの機能	<p>[10.1-B1] 線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分する。 第2加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7に示す。</p> <p>[10.1-B2] 第2加工棟の液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれのある部分は、漏えいの拡大を防ぐ構造とする。 第2加工棟の第1種管理区域の床、及び壁であって人が触れるおそれのある部分(床面からの高さ2mまで)は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。 第2加工棟の第1種管理区域境界の床、壁、出入口の扉は、液体状の核燃料物質等の第1種管理区域外への漏えい、及び第1種管理区域外から第1種管理区域内への水の侵入を防止する。 なお、第2加工棟の第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-B3] 第2加工棟は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する。 第2加工棟の第1種管理区域の室は、{6001}～{6008}気体廃棄設備No.1の排風機により室内の圧力を外気に対して19.6 Pa(2mm水柱)以上の負圧に維持する。 ({6001}～{6008}気体廃棄設備No.1の排風機は次回以降申請する。)</p> <p>(13)</p>	<p>[10.1-B3] 第1種管理区域の室は、{6001}～{6008}気体廃棄設備No.1排風機により室内の圧力を外気に対して19.6 Pa(2mm水柱)以上の負圧に維持する。</p>	—	<p>{6001}気体廃棄設備No.1系統Ⅰ(部屋排気系統)排風機(301-F) {6002}気体廃棄設備No.1系統Ⅱ(部屋排気系統)排風機(302-F) {6005}気体廃棄設備No.1系統Ⅴ(局所排気系統)排風機(305-F) 仕様表番号：表ト-2P設-2-1 設計番号：[10.1-F4] {6003}気体廃棄設備No.1系統Ⅲ(部屋排気系統)排風機(303-F) {6006}気体廃棄設備No.1系統Ⅵ(局所排気系統)排風機(306-F) 仕様表番号：表ト-2P設-2-2 設計番号：[10.1-F4] {6004}気体廃棄設備No.1系統Ⅳ(部屋排気系統)排風機(304-F) 仕様表番号：表ト-2P設-2-3 設計番号：[10.1-F4] {6007}気体廃棄設備No.1系統Ⅶ(部屋排気系統)排風機(307-F) {6008}気体廃棄設備No.1系統Ⅷ(局所排気系統)排風機(308-F) 仕様表番号：表ト-2P設-2-4 設計番号：[10.1-F4]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1]⁽¹⁴⁾ 第2加工棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度あるよう能力単位の5倍以上の粉末消火器⁽⁹⁾を、防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。{8010}消火設備 消火器は固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数({8010}消火設備 消火器)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABC粉末消火器10型：102本 ・ABC粉末消火器50型：17本 ・BC粉末消火器20型：19本 ・金属火災用消火器：3本 ・二酸化炭素消火器：1本 ・乾燥砂(消火用)：2個 <p>{8010}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-4-1～図リ-2-1-4-5に示す。</p> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。</p> <p>第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び{8012}消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。 ({8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8011}消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設置する。 ({8011}消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。 ({8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[11.1-F1] {8012}消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び{8012}消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。</p>	—	{8012}消火設備 屋内消火栓 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]	追第4次表ハ-2-1に示す。
		<p>[11.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、{8011}消火設備 自動式の消火設備を設置する。</p>	—	{8011}消火設備 自動式の消火設備 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]	
		<p>[11.1-F1] 消防法施行令第二十条に準拠して{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプを設置する。</p>	—	{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプ 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[11.1-F1]	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F2]⁽¹⁴⁾ 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数({8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)) ・熱感知器(スポット型): 280 台 ・煙感知器(スポット型): 90 台</p> <p>○設備の員数({8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)) ・受信機(P型受信機): 1 台</p> <p>{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、警戒区域の配置を図リ-2-1-3-1~図リ-2-1-3-5に示す。自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-11に示す。</p> <p>[11.3-B1] 第2加工棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物(耐火構造)とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。 第2加工棟に使用する材料を別表ハ-2-1-9に示す。</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B2]</p> <p>第2加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画⁽¹⁰⁾を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。</p> <p>各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>各火災区画の仕様</p> <p>○火災区域2P-1・火災区画2P-1の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備(防火戸)及び防火板 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 防火区画壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 防火区画床(ALCパネル厚さ100mm以上:1時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) 特定防火設備(小荷物専用昇降機昇降路扉)(表面鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) 防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>○火災区域2P-2・火災区画2P-2の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸)及び防火板 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(小荷物専用昇降機昇降路扉)(表面鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) 防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) 	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>○火災区域2P-3・火災区画2P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 防火区画壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) 特定防火設備(小荷物専用昇降機昇降路扉)(表面鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) ○火災区域2P-4・火災区画2P-4の仕様 <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸、防火シャッター)及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間) 特定防火設備(小荷物専用昇降機昇降路扉)(表面鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) 防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) ○火災区域2P-5・火災区画2P-5(I)の仕様 <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸)及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) <p>防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間)</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>○火災区域2P-5・火災区画2P-5(Ⅱ)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備(防火戸)及び防火板 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 防火区画床(ALCパネル厚さ100mm以上:1時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(壁片面):1時間) 防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>○火災区域2P-6・火災区画2P-6の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸、防火シャッター)及び水平シャッター <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間) 水平シャッター(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>○火災区域2P-7・火災区画2P-7(Ⅰ)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(壁片面):1時間) <p>○火災区域2P-7・火災区画2P-7(Ⅱ)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)⁽¹⁷⁾ 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(壁片面):1時間) 	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>○火災区域2P-8・火災区画2P-8の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間) <p>○火災区域2P-9・火災区画2P-9の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸) <ul style="list-style-type: none"> 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) <p>第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2P-1と2P-7(I)になる。</p> <p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B3]⁽¹⁶⁾ 火災区域間の延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管が貫通する壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。 火災区域貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す。</p> <p>[11.3-F2] {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンブ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8029}緊急設備非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンブ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8029}緊急設備非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p>	—	—	—	追第4次表ハ-2-1に示す。
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-B2] 溢水防護区画を設定し、第2加工棟の第1種管理区域から第1種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第1種管理区域外から第1種管理区域への溢水の流入を防止する。 溢水防護区画を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す。</p> <p>溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及び流入経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。</p> <p>○{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 堰、密閉構造扉及び流入経路の位置を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53に示す。 ・構造、寸法 堰、密閉構造扉及び流入経路の構造、寸法を図ハ-2-1-3-22～図ハ-2-1-3-48に示す。 ・材料 堰、密閉構造扉及び流入経路で使用する材料を別表ハ-2-1-8に示す。 <p>溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉とするとともに、堰の高さを制限することにより、溢水が流出入する構造とする。</p> <p>建物の上階から下階への配管貫通部はモルタルその他の不燃材料(防水機能付)によりシールし、溢水の拡大を防止する。</p>	—	—	—	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容					
			第4次申請	第5次申請(本申請)						
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。 ({8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>震度5弱相当の地震時に、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。 ({8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。 ({8065}緊急設備 遮水板、{8058}緊急設備 防水カバーは次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。</p> <p>[12.1-F4] 震度5弱相当の地震時には、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。</p> <p>[12.1-F4] 粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。</p>	—	—	<p>{8052}緊急設備 漏水検知器 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[12.1-F4]</p> <p>{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様表番号： 表リ-2-1、 追第4次表ハ-2-1 設計番号：[12.1-F4]</p> <p>{8065}緊急設備 遮水板 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[12.1-F4] {8058}緊急設備 防水カバー 仕様表番号： 表ハ-2 P設-3-1、 表ハ-2 P設-3-2、 表ハ-2 P設-6-1、 表ハ-2 P設-13-1 設計番号：[12.1-F4]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。				
							安全避難通路等	<p>[13.1-F1] 第2加工棟には、容易に識別できる{8027}緊急設備 避難通路を設置する。{8027}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8027}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8029}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物には{8029-4}緊急設備 誘導灯⁽¹⁴⁾を設置する。</p> <p>○設備の員数(緊急設備) ・{8029}非常用照明：94台 ・{8029-4}誘導灯：74台</p> <p>{8027}緊急設備 避難通路、{8029}緊急設備 非常用照明及び{8029-4}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1~図リ-2-1-1-5に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。 {8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 ({8038-4}緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	—	<p>{8038-4}緊急設備 可搬型照明 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[13.1-F2]</p>

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>(第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 (第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	—	<p>{8012}消火設備 屋内消火栓 {8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 {8065}緊急設備 遮水板 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[14.1-F1]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。
			—	<p>{8012}消火設備 屋内消火栓 {8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 {8065}緊急設備 遮水板 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[14.2-F1]</p>	
警報設備等	<p>[18.1-F1] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を有効に火災の発生を感知することができるように設け、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災を検知した場合に警報を発する</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}気体廃棄設備No.1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。 ({6048}気体廃棄設備No.1 差圧計は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。 ({8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[18.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}気体廃棄設備No.1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。</p> <p>[18.1-F1] {8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。</p>	—	<p>{6048}気体廃棄設備No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-1 設計番号：[18.1-F1] {6048-2}気体廃棄設備No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-2 設計番号：[18.1-F1] {6048-3}気体廃棄設備No.1 系統Ⅳ 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-3 設計番号：[18.1-F1] {6048-4}気体廃棄設備No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計 仕様表番号：表ト-2 P設-2-4 設計番号：[18.1-F1]</p>	
			—	<p>{8052}緊急設備 漏水検知器 仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[18.1-F1]</p>	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
換気設備	<p>[23.1-B1]</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約1.3×10^4 (m³)</p> <p>{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機の排気能力：約1.3×10^5 (m³/時)</p> <p>({6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[23.1-B1]</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p>	—	<p>{6001}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 排風機 (301-F)</p> <p>{6002}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F)</p> <p>{6005}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 排風機 (305-F)</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-1 設計番号：[10.1-F4]</p> <p>{6003}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)</p> <p>{6006}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-2 設計番号：[10.1-F4]</p> <p>{6004}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 排風機 (304-F)</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-3 設計番号：[10.1-F4]</p> <p>{6007}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F)</p> <p>{6008}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F)</p> <p>仕様表番号：表ト-2 P設-2-4 設計番号：[10.1-F4]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。
非常用電源設備	<p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	<p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[24.2-F1]</p>	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
非常用電源設備	<p>[24.2-F2]</p> <p>以下の設備は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) ・{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ・{8029}緊急設備 非常用照明 ・{8029-4}緊急設備 誘導灯 ・{8012}消火設備 屋内消火栓 <p>({8012}消火設備 屋内消火栓、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p>	<p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯、{8012}消火設備 屋内消火栓は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8012}消火設備 屋内消火栓</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1</p> <p>設計番号：[24.2-F2]</p> <p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機</p> <p>仕様表番号：表リ-設-7-1</p> <p>設計番号：[24.1-F1]</p> <p>{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機</p> <p>仕様表番号：表リ-設-8-1</p> <p>設計番号：[24.1-F1]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。
		<p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	—	<p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1</p> <p>設計番号：[24.2-F2]</p> <p>{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機</p> <p>仕様表番号：表リ-設-9-1</p> <p>設計番号：[24.1-F1]</p>	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(注1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容	
			第4次申請	第5次申請(本申請)		
通信連絡設備	<p>[25.1-F1]</p> <p>第2加工棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))、 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))を設置し、アンプに付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。 ({8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクから、{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))の事業所内への放送は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)を設置し、PHSアンテナに付属する所内携帯電話機(PHS)又は固定電話機により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。 {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する。 ({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p> <p>{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))、 {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、 {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)の配置を図リ-2-1-2-1~図リ-2-1-2-5に、系統図を図リ-2-1-9及び図リ-2-1-10示す。</p> <p>○設備の員数(通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007} 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))：66台 ・{8007-12} 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))：1台 ・{8007-11} 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))：15台 ・{8007-13} 所内通信連絡設備(固定電話機)：23台 	<p>[25.1-F1]</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクから、事業所内の{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))への放送が可能とする。</p>	—	<p>{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))^(注4)</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]</p>	<p>追第4次表ハ-2-1に示す。 (注4)事業所内への放送が可能とする設計は、適合性確認を行う通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))により確認する。</p>	
		<p>[25.1-F1]</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する。 ({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[25.1-F1]</p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する。</p>	—	<p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.1-F1]</p>	
		<p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 ({8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備は次回以降申請する。)⁽¹³⁾</p>	<p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p>	—	<p>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備</p> <p>仕様表番号：追第4次表ハ-2-1 設計番号：[25.2-F1]</p>	

添2表参1-33-1 第2加工棟^(註1)の技術基準に基づく仕様の適合状況

注1：第2加工棟の仕様は第4次申請の表ハ-2-1に記載している。

技術基準に基づく仕様の項目	既認可の仕様表の内容 ([第4次申請]表ハ-2-1の内容)	次回以降の申請で適合性を確認する内容 ([第4次申請]別表ハ-2-1-10の内容)	適合性を確認するための施設		本申請で適合性を確認した後の仕様表の内容
			第4次申請	第5次申請(本申請)	
その他許可で求める仕様	<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第2加工棟の全ての屋根にアクセス可能とする。 全ての屋根へのアクセスルートを、図ハ-2-1-1-24～図ハ-2-1-1-28に示す。</p> <p>[99-B4] 第2加工棟の1階の外壁、外部扉は、F3竜巻の風荷重、想定する全てのF3竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。(建物1階の損傷はないため、設備への影響はない。) 2階の外壁は、F3竜巻の風荷重、想定する全てのF3竜巻飛来物の建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。(F3竜巻飛来物による鋼製材が外部扉を貫通し、設備が損傷する。但し、燃料集合体及び燃料棒の貯蔵施設は、内壁によって防護されるため損傷はない。) 3階の外壁はF3竜巻の風荷重による損傷はないが、F3竜巻飛来物によって外部扉及び一部の外壁は損傷、貫通する。(飛来物が外壁、外部扉を貫通し、設備が損傷する。但し、貯蔵施設は、内壁、防護壁によって損傷はない。) 屋根は、想定する全てのF3竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。(建物屋根の損傷はないため、設備への影響はない。)</p> <p>[99-B5] 第2加工棟は、更なる安全性余裕を確保し、放射線被ばくのおそれを低減するため、Sクラスに求められる程度の静的地震力(1G程度)に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない。</p> <p>[99-F7] F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトにダンパーを設ける。 ({6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトは次回以降申請する。)</p> <p><small>(13)</small></p>	<p>[99-F7] F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため{6047}～{6047-4}気体廃棄設備No.1のダクトにダンパーを設ける。</p>	—	<p>{6047}気体廃棄設備No.1系統I系統II系統V(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-1 設計番号：[99-F7] {6047-2}気体廃棄設備No.1系統III系統VI(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-2 設計番号：[99-F7] {6047-3}気体廃棄設備No.1系統IV(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-3 設計番号：[99-F7] {6047-4}気体廃棄設備No.1系統VII系統VIII(給気系統)ダクト 仕様表番号：表ト-2P設-2-4 設計番号：[99-F7]</p>	追第4次表ハ-2-1に示す。

新規制基準 適合審査の進捗状況

1. 事業変更許可に関する状況

1. 1 申請状況

変更許可申請日 平成26年4月18日
 補正日 平成30年1月24日
 補正日 平成30年2月22日
 許可日 平成30年3月28日
 変更の届出 令和3年2月9日

1. 2 工事計画

核燃料物質の加工事業変更許可申請書に係る変更届（令和3年2月9日付け）により変更した工事計画は、下記のとおりである。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1.成形施設		[Progress bar]			[Progress bar]		
2.被覆施設		[Progress bar]					
3.組立施設		[Progress bar]					
4.核燃料物質の 貯蔵施設		[Progress bar]			[Progress bar]		
5.放射性廃棄物の 廃棄施設		[Progress bar]					
6.放射線管理施設		[Progress bar]			[Progress bar]		
7.その他加工設備 の附属施設		[Progress bar]			[Progress bar]		
備考	前半申請				後半申請		

2. 設工認に関する状況

2. 1 申請状況

<前半申請>

第1次設工認（貯蔵設備及び関係する搬送設備）

申請日 平成30年10月22日
補正日 平成31年3月29日
補正日 令和元年5月13日
補正日 令和元年7月17日
補正日 令和元年8月26日
認可日 令和元年10月8日

第2次設工認申請（試験開発設備（第3開発室）の撤去、工事準備のための設備・機器の撤去、移設）

申請日 令和元年7月25日
補正日 令和元年8月26日
補正日 令和元年11月21日
認可日 令和元年12月2日

第3次設工認申請（第1加工棟の改造、貯蔵施設及び廃棄施設等の改造）

申請日 令和元年12月2日
補正日 令和2年6月9日
補正日 令和2年6月23日
補正日 令和2年7月15日
補正日 令和2年8月27日
認可日 令和2年10月2日

第4次設工認申請（第2加工棟の改造、第5廃棄物貯蔵棟の新設（建て替え）、被覆施設、貯蔵施設及び放射線管理施設（モニタリングポスト）等の改造）

申請日 令和2年8月27日
補正日 令和2年10月29日
補正日 令和3年1月25日
補正日 令和3年3月11日

第5次設工認申請（第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟等の改造、成形施設（第2ライン）、組立施設、試験開発設備、廃棄施設等の改造）

申請日 令和3年2月15日

2. 2 申請の計画（前回審査会合以降で変更があった場合）

- ・第4次設工認申請時点においては、建物・構築物及び設備・機器に対して5分割の設工認申請を行う予定としていたが、当面の生産予定では、成型施設について第2ラインのみで十分な加工能力が得られる見込みとなったため、第1ラインの成型施設及び第1－3貯蔵棟に関する施設は当面の間使用しないこととし、加工事業許可の変更の届出により工事計画を変更した。工事計画の変更に伴い、第1次から第5次までの申請で新規制基準への適合性を確認する加工施設を「前半申請の施設」、新規制基準への適合性の確認を次回以降の申請で実施する加工施設を「後半申請の施設」とし、前半申請の施設について、使用前確認証の交付を受けることにより、先行して施設を使用する。以下に設工認申請の計画を示す。

<前半申請>

第1次設工認認可（令和元年10月8日付け）

- ・貯蔵施設の改造

第2次設工認認可（令和元年12月2日付け）

- ・試験開発設備（第3開発室）の撤去、工事準備のための設備・機器の撤去、移設

第3次設工認認可（令和2年10月2日付け）

- ・第1加工棟の改造、貯蔵施設及び廃棄施設等の改造

第4次設工認申請（令和2年8月27日付け）

- ・第2加工棟の改造、第5廃棄物貯蔵棟の新設及び第2廃棄物貯蔵棟の撤去、被覆施設、貯蔵施設及び放射線管理施設（モニタリングポスト）等の改造

第5次設工認申請（令和3年2月15日付け）

- ・第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟等の改造、成型施設（第2ライン）、組立施設、試験開発設備、廃棄施設等の改造、第1－3貯蔵棟の改造

<後半申請>（令和3年度下期以降予定）

- ・成型施設（第1ライン）、第1－3貯蔵棟の改造

3. 保安規定に関する状況

3. 1 申請の状況

第1次保安規定変更

補正日 平成31年1月31日

補正日 平成31年4月26日

認可日 令和元年6月11日

第2次保安規定変更

申請日 令和2年7月31日

補正日 令和2年12月23日

認可日 令和3年1月29日

3. 2 申請の計画

第1次保安規定変更認可（令和元年6月11日付け）

- ・安全最優先方針等記載の見直し、予備的放水による延焼防止（外部火災対策）、核燃料取扱主任者実務経験、降下火砕物除去、最大貯蔵能力削減（工事を伴わないもの）、長期にわたる非常用電源設備からの給電に対する備え、重大事故等対策、竜巻対策実施体制整備、敷地内飛来物固縛等、車両退避措置、消火活動体制整備（火災防護計画策定等）、アクセスルートの確保（内部火災対策）、施設周辺における監視対策（代替措置を含む）等

第2次保安規定変更申請（令和2年7月31日付け）

- ・新検査制度導入に伴う変更申請

第3次保安規定変更申請（令和3年5月申請予定）

- ・第5廃棄物貯蔵棟の使用等の工事に伴う保安規定変更等

第4次保安規定変更申請（令和3年7月申請予定）

- ・工事に伴う保安規定変更

以上